

平成26年度 第12回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成27年3月6日（金） 10時00分 ～ 11時10分
開催場所	関内中央ビル 10階大会議室
出席委員	佐土原委員（会長）、奥委員（副会長）、赤羽委員、岡部委員、小熊委員、菊本委員、木下委員、工藤委員、津谷委員、中村委員、葉山委員、水野委員
欠席委員	池邊委員、後藤委員、小堀委員、田中委員
開催形態	公開（傍聴者 1人）
議 題	1（仮称）小柴貯油施設跡地公園整備計画 環境影響評価方法書について
決定事項	平成26年度第11回横浜市環境影響評価審査会会議録を確定する。

議事

1 平成26年度第11回横浜市環境影響評価審査会会議録確認

2 議題

（仮称）小柴貯油施設跡地公園整備計画 環境影響評価方法書について

ア 前回の審査会における指摘事項を事務局が説明した。

イ 事業者補足資料、および説明会の概要を事業者が説明した。

ウ 質疑

【中村委員】 湧水・地下水の水質調査で鉛を4か所加えていただいたのはよいことだと思うのですが、生活環境保全条例に基づいて国が行っている箇所と鉛の箇所について、2季、夏季、冬季行うということとの関係を説明していただけますか。

【環境創造局】 まず国が行っているモニタリング調査は19地点ですが、基本的には1年に1回行うことになっていまして、基準値を超過した場所については年4回行うことになっています。これが、国が行っているモニタリング調査ですが、我々も同じ考え方です。

湧水については、水量が大きく変動する夏季と冬季ということで2回と考えています。国の調査の考え方は、公園整備が始まれば、そのまま土壤汚染対策法に基づき私も継続して行っています。鉛については、自主的に追加して行っています。

【岡部委員】 今回調査地点を増やしていただいたということですが、ベンゼンは調査地点が多いのですが、鉛は数か所だけということになるようですね。でも、水の分析だけであれば作業としては簡単なことなので、毎回でなくても、工事を行うことによって今までじっとしていた土壌とは状況が変わると思いますので、水を採る手間は一緒なので、何回に1回は調査を行って変化がないということを確認した上で、調査地点を絞ることをされなくてもよろしいのでしょうか。

【環境創造局】 工事を行っていく中で土を掘り起こし、土の状態が変わって周辺に影響を及ぼすということで、この事業では事後調査を行うことになりましたが、事後調査の中で工事中からモニタリングをしっかりやっていく処理が可能であると思っています。

【岡部委員】 水を採っているところで適宜調査を入れていくということでもよろしいのでしょうか。大きく汚染が広がることはないと思いますが、早めに汚染が分かっていたら、拡散を防ぐことができると思います。手間がかかる

ものですと、できるだけ絞って調査という事になるのですが、鉛、ヒ素の分析方法は水の中の調査は簡単だと思いますので、それで伺った訳ですが。

【環境創造局】

土が変わる状況の話でいきますと、汚染土壌すべてを除去することではなくて、一定の範囲の土をタンクの中に持っていきます。先程の19地点の場所は工事の施工方法によってはもう少しフェンス側に寄る可能性があって、そういった場合は逆に鉛などの場所に対応できるかもしれません。工事の計画も合わせて可能な限り影響を未然に確認し、拡散しない工事方法をとるためにもモニタリングが必要だと考えていますので、工事の施工にあわせてモニタリングのやり方を含めて検討したいと思っています。

【木下委員】

事業が終わってくると、環境影響評価に係る費用、今は方法書の段階であり、その段階で考えることは難しいかもしれませんが、今から考えていたほうがいいのは間違いないと思います。その場合、コストや体制の面は今から考えられておられるのですか。市の方で管理していくので、普通管理費用を見込まれると思いますが、環境影響評価の事後調査にかかるコスト負担は現時点でどのように考えておられるのか、教えていただきたいのですが。

【環境創造局】

この事業のコストは、横浜市の中で公共事業事前評価という手続きがございまして、また別の有識者の入っていただいた審査会に昨年12月かけ、事前評価ということで了承をいただいています。事業費は、土地は無償貸し付けということと、土壌汚染対策を含めた整備費は約99億円という費用を見込んで、それに対する費用対効果を分析しています。それは概算でございまして、整備の具体的なことが決まってくると、積み上げで計上できます。土壌汚染対策についても、これから具体的な工事の計画を立てていくので、その中にモニタリングや事後調査というものが積みあがっていくと思っていますので、大まかに入っていますが、具体的にはこれから算出することになります。アセスメントで必要な調査、特にモニタリング調査については公園が出来上がってその後も最低年1回はやっていくことになると思いますので、事業費、あるいは管理費の中で確保していくことになると思います。

【中村委員】

周辺の井戸の有無を調べていると書いてあるのですが、例えば個人的に井戸を持っている方々は、現時点では自己費用で飲用水に適用するかどうかを調べてもらっていると思うのですが、井戸が計画地のすぐ近くにあることはわかったけれども、所有者が調べてくださいと言った時は水質調査の費用はどうなるのでしょうか。

【環境創造局】

今回、土壌汚染対策法の要措置区域等を指定するという事で、要措置区域なのか、形質変更時要届出区域なのかということがございます。

近々告示される予定ですが、形質変更時要届出区域という形で指定が進むと聞いています。指定するに当たり、周辺の井戸が飲用されているかどうかを水道局で確認中です。飲用されているものがないと判明した時点で形質変更時要届出区域になります。もし飲用があれば違う区域の指定になるということで、健康被害が生じないような対策を採ることが求められると聞いています。井戸につきましては、災害用の井戸ということで、もともと飲用ではなく生活用水的に使うということです。

もし飲むのであれば保健所等に相談して、費用がどうなるのかは分かりませんが、一般的には今言ったようなことになります。保健所あるいは水道局からは飲用にしているところはないと聞いており、形質変更時要届出区域になるということで手続を進めていて、今月半ばには告示の予定になっていると聞いています。

【佐土原会長】 今のことに関連して、敷地周辺とはどの範囲をいうのでしょうか。

【環境創造局】 具体的な数値は今持っていないのですが、ホームページでこういったエリアを土壤汚染対策の区域指定がありますと、それに伴って井戸の有無を確認するということなので、ホームページでどのように掲載されているか確認させていただきたいと思います。特に流下方向が中心となると思いますが、その内容を確認させていただきたいと思います。

【佐土原会長】 周辺までの影響が及ぶ考え方は、距離なのか、それとも地下水の流れをある程度考えて決められているのですか。

【環境創造局】 周辺への地下水への具体的な距離ではなくて、こういうエリアになりますと示し、それに対して井戸をお持ちの方は申出くださいということですので、何mの範囲というご案内にはなっていません。

【佐土原会長】 方法書の158ページに対象地域と書いてあるが、これが周辺地域と考えてよろしいですか。

【環境創造局】 これとは直接はリンクしていません。土壤汚染対策法の指定が予想される土地についてホームページで案内するのですが、地番でやりますという事を言っていて、具体的に何mの範囲ということではありません。

地下水の状況を含めてすべての井戸の把握は難しいのではないかと考えており、あくまでも使っている方の申出によるところがあります。また、水道を引いていないことから、常時飲用しているということに関連してくるようなので、そういう事から判断できると思います。

【佐土原会長】 参考までに2回行った説明会の参加者はどういう方々なのですか。

【環境創造局】 基本は周辺にお住まいの方々です。自治会の会長さんなどは少し広域的な範囲の方がお見えになっているようでした。2回設定しまして、1回目は金沢公会堂で行いましたが柴町や西側、南側の方々がお見えになりました。東側の並木団地の方々が2回目の方に多く参加されていました。全般的な印象ですが、計画の経過を説明した中で、自然をできるだけ残してほしいという要望が一番多かったです。当初心配していた交通問題は多くの意見は出ていませんでした。

【佐土原会長】 その他特になければ質疑を終わりますので、事業者の方は退場してください。

エ 審議

【佐土原会長】 審議に入ります。何か追加でご意見等がありますか。

特に無いようなので、事務局から確認をお願いします。

【事務局】 中村委員から、生活環境保全条例に基づくモニタリングを2期行うのかというご確認がありました。事業者からはモニタリングについては1年に1回行うことになっていて、基準値を超過した場所については年4回行うことになっていきますということと、湧水については、2季に分けて行うという説明がありました。

岡部委員から、ベンゼンの調査場所は多いけれども、鉛は少ないとい

うことで、広い範囲でやらなくていいのかというご指摘がありました。

事業者からは、工事の施工にあわせて19地点の位置がずれることもあるので、鉛が検出された場所よりも流下側にずれたときには、鉛も見ていくこともありうるという説明がありました。水を適宜とって調査していくことは簡単と思われるので、なるべく広範囲で行ってほしいとのご指摘もありました。

木下委員から事後調査に係るアセスメントの費用や体制は今から考えているのかといったご指摘がありました。事業者からは、コストについては別の審査会で審議していて分析をしているということで、事後調査の費用、体制についても確保していくという説明がありました。

中村委員から井戸を持っている個人の水質調査について費用はどうなっているのかというご指摘がありました。事業者からは、費用についてはわからないけれども、土壤汚染対策法の形質変更時要届出区域になりそうで、災害用の井戸であり飲用ではないと、飲用の井戸があると要措置区域になるが、今のところ飲用の井戸はないのではないかとご説明がありました。

佐土原会長からどこまでを敷地周辺としているのかというご質問がありました。また考え方として、距離とか地下水の流れを考えているのかといったご指摘がありました。事業者は、ホームページで土壤汚染対策法に基づき呼びかけを行っているが、その範囲については定めていないという説明がありました。また、それは方法書158ページの方法書対象地域とも違いますという説明がありました。

最後に、佐土原会長からどんな人が説明会に来ているのかというご質問がありました。事業者からは、説明会の開催地の周辺の地域住民の方々がいらっしゃったという回答がありました。以上、ご審議のまとめでした。

なお、3月2日まで方法書を縦覧しまして、その間に意見書が4通提出されました。次回の審査会では方法書に対する意見書の概要と事業者の見解を事業者からご説明させていただきたいと思っております。

【佐土原会長】 よろしければ、これで審議は終了とします。

3 報告

株式会社NIPPON（仮称）横浜第2リサイクルセンター新設事業の廃止について、事務局が報告した。

【佐土原会長】 これは前回、視察に行ったものですか。

【事務局】 昨年5月に視察を行いました。磯子駅の近くに事業所があるものです。

【佐土原会長】 届出の理由が「事業を実施しないこととしたため」とありますが、どのような内容でしょうか。

【事務局】 既存の建屋内にがれき類の破碎施設を設置する計画でしたが、その後、詳細な調査を行ったところ、事業の継続が難しい事情があったためと聞いています。

【工藤委員】 今後の予定は聞いていますか。

【事務局】 現時点では聞いておりませんが、今後、アセスの対象要件に該当するような事業を行うのであれば、一からアセスをやり直すこととなります。

資料

- (仮称) 小柴貯油施設跡地公園整備計画 環境影響評価方法書に関する指摘事項等一覧
- (仮称) 小柴貯油施設跡地公園整備計画 環境影響評価方法書に関する補足資料
- (仮称) 小柴貯油施設跡地公園整備計画 環境影響評価方法書説明会における意見の概要及び事業者の見解
- 株式会社NIPPON (仮称) 横浜第2リサイクルセンター新設事業の廃止について